



JAL不当解雇撤回ニュース

No335号 2013.11.21
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

ILO 職場復帰に向けた協議の実現を求める フォローアップによる「ILO見解」の公表

弁護士 牛久保秀樹

牛久保先生よりILOの「フォローアップ見解」の意義について寄稿していただきましたので紹介します。なお、文中の見出しは編集部でつけました。



日本航空整理解雇事件に関するILO申立事件に関して、ILOは、すでに解決にむけて、十分な労使協議を求める勧告を公表してきましたが、ILO第319回理事会は、公表されている勧告の効果状況を検証する、フォローアップ手続を実施して、今回、見解を公表し、改めて解決にむけて勧告を行いました。

て、今回、見解を公表し、改めて解決にむけて勧告を行いました。

「判決」及び「判決の結果生じるフォローアップ策」の報告を求める

一つは、整理解雇事件について、判決の報告を求めるとともに、「委員会は政府に対し、東京高等裁判所の判決ならびにその結果生じるフォローアップ策について報告するよう要請する。」として、判決にもとづいて、解決にむけてどのような措置がとられたかを報告するよう求めています。国際機関として、婉曲な表現がとられていますが、東京高裁判決について、判決後の措置の報告を求めたということは、判決が、解決に資する内容となることの期待を表明したみることができます。

解決の方向を示し、採用計画について率直な協議の実施を求めている

次に、ILO見解は、「さらに」と、追加して項目を記載して、「日本航空が2012年に客室乗務員940名の採用を行っていることからしても」として、日本航空で客室乗務員が新規に採用されていることに注目して、「そのような協議において、経済的理由による解雇の後に再

び雇用される(職場復帰)労働者に関して、彼らの見解が十分に重きをおかれることを目的として、今後の採用計画において、全ての労働組合と、確実に実行されることもまた期待する。」と、経済的理由で解雇された労働者を職場復帰させるために、今後の採用計画については、全ての労働組合と完全かつ率直な協議が確実に実施されることを求めています。「再建計画を策定する場合、そのような性質の計画が労働者に及ぼす悪影響を可能な限り最小限に止める」ものとして協議の実施を求めた一次勧告の内容を、具体化したということです。

解雇者を放置し、大量採用したJAL ILOはこれを異常と見ている

この見解は、極めて重要です。ILO158号の解雇規制条約は、リストラで解雇された労働者には、優先的に再雇用される権利があることを規定しています。そのことは、ILOを含む国際的な常識に属します。ILOから見ると、解雇された労働者を放置しておいて、日本航空が、新規採用することは、異常な事態と映っているのです。日本航空の職場では、人員不足が深刻であること、それも、経験ある労働者が不足しているとされています。そのような事態を解決して、安全な運航を実現する、そのためにも、早急に、日本航空には、ILO見解を尊重して、「再び雇用(職場復帰)」にむけた、労使協議を開始することが強く求められています。

勧告が実施されるまで、何度も見解は出される＝勧告は「国際基準」として尊重すべき

ILOのフォローアップ手続は、ILOの勧告が、実施されているかどうか監視する立場からなされます。勧告が実施されるまで、何度も見解表明がなされていくことになります。国労案件の場合、解決まで、9次にわたる勧告が

なされました。また、当時の ILO 基準局長が、来日して、勧告の実施を求めた経過もあります。日本政府は、日航事件につき、ILO 本部に、「ILO からの勧告について、出来る限り尊重する」という回答を提出しています。政府は、ILO 勧告、ILO 見解を尊重して、その実現に動くことを求めます。

ILO の勧告、見解は、政府代表、使用者代表、労働者代表が一致して、その内容が、グローバル・スタンダード(国際基準)であるとして、世界に公表されるものです。日本政府とともに、日本航空もまた、国際企業として、ILO の提起する解決基準を強く尊重していかなければならないと考えます。

ILOの第一次勧告

- (a) 委員会は、従業員の人員削減の過程において、労働組合と労働者の継続する代表者が役割を果たせるように、関連する当事者間で協議が実施されることを確実に保障するよう、日本政府に要請する。
- (b) 整理解雇された労働者 148 人が、2011 年 1 月に会社を相手取り、東京地裁に提訴し、労使間に法的拘束力のある雇用契約が存在していることを認めるよう、裁判所に要求していることに注目し、委員会は、当該の裁判の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。
- (c) 再建計画を策定する場合、そのような性質の計画が労働者に及ぼす悪影響を可能な限り最小限に止める上で、労働組合は主要な役割を担うため、委員会は、労働組合と十分かつ率直な協議を行うことの重要性を強調する。委員会は、日本政府がこの原則が、十分に尊重されることを確実に保障するよう、期待する。
- (d) 委員会は、「企業再生支援機構（機構）の不当労働行為」について東京都労働委員会が 2011 年 8 月 3 日に交付した救済命令の破棄を求め、2011 年 9 月 1 日に会社が東京地方裁判所に提訴した訴訟の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。

フォローアップ見解の第二次勧告部分

65. 委員会は日本政府と申立者によって提供された情報を留意する。146名の解雇者による日本航空インターナショナルとの間での雇用契約の確認を求める裁判に関し、委員会は2012年3月に本件が棄却されたものの、原告は東京高等裁判所に2012年4月に控訴し係争中であることに留意する。委員会は政府に対し、東京高等裁判所の判決ならびにその結果生じるフォローアップ策について報告するよう要請する。東京都労働委員会の救済命令に関する日本航空の東京地方裁判所への提訴に関し、委員会は本件が係争中であることを留意し、日本政府に対し、本裁判のいかなる結果についても情報提供を行うよう要請する。

66. さらに日本航空が2012年に客室乗務員940名の採用を行っていることからしても、委員会は本件の前回の審議で、企業が人員削減計画を行う際には労働組合との完全かつ率直な協議が確実に実行されることが重要であるとしたことに注目し、そのような協議において、経済的理由による解雇の後に再び雇用される（職場復帰）労働者に関して、彼らの見解が十分に重きをおかれることを目的として、今後の採用計画において、全ての労働組合との協議が、確実に実行されることもまた期待する。